

日程第 15. 意見書第 4 号 義務教育費国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書

○議長 宮城清政君 日程第 15. 意見書第 4 号 義務教育費国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書についてを議題とします。まず本件に関し、提出者から趣旨説明を求めます。9 番 赤嶺雅和議員。

○9 番 赤嶺雅和君 では、意見書第 4 号を読み上げて提案いたします。意見書第 4 号平成 27 年 6 月 19 日。南風原町議会議長 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 赤嶺雅和。賛成者 南風原町議会議員 玉城 勇、同知念富信、同花城清文、同宮城寛淳、同上原喜代子、同大城真孝。義務教育費国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書 上記の意見書を、別紙のとおり南風原町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

義務教育費国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書 日々、教育のためにご努力いただいていることに敬意を表します。さて、今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子どもの状況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう当事者である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが喫緊の課題です。そのためには、財政的な保障が必要であり、それは国としての責務です。しかし、教育的議論と国・都道府県・市町村の教育の役割をどう担うかの検討も十分なされないまま国庫負担金の大幅な見直しがされ、2006 年、国は義務教育の国庫負担率をこれまでの 2 分の 1 から 3 分の 1 に削減しました。現在においても、財源確保として国から地方への一括交付金、教育一括交付金等の問題が十分に議論されておらず、解決しておりません。もし、義務教育費国庫負担がなくなれば、自主財源の厳しい地方公共団体では、義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じます。特に、多くの離島僻地校を抱える本県は、非常に深刻な状況に置かれることが十分予想されます。子どもたちの教育条件に地域による格差を生じさせてはなりません。少なくとも憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。つきましては、以下の事項を強く求めます。記 一、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、早急に国の負担を 2 分の 1 以上に拡充すること。一、次期教職員定数改善計画を速やかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置も拡充すること。一、意欲と情熱を持って教育に取り組むすぐれた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努めること。一、教育予算を増額し、充実させること。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。平成 27 年 6 月 19 日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、文部科学大臣。以上です。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第 4 号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第 4 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから意見書第 4 号 義務教育費国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書ついてを採決します。本件について可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は可決されました。